

省 令

○農林水産省令第三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十年二月五日

農林水産大臣 島村 宜伸

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の一の項植物の欄中、「ぶどう属植物」及び「うり科植物」の下に、「付表第三に掲げるものを除く。」を加え、「第三十一」を「第三及び第三十一」に改め、付表三の項中「トマト及びピーマン」を「おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、メボカぼちや及びメロン」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。